

第三章 生産情報公表 J A S 規格に特有の飼養情報

1. 給餌飼料情報

- (1) 飼料原料と製品区分
- (2) 飼料の安全性の確保について
- (3) 生産情報公表 J A S 豚肉において J A S 規格上の管理者が給与した飼料情報について

2. 治療履歴情報

—要指示動物用医薬品使用時の生産現場での対応—

- (1) 獣医師が治療を実施したときの対応
- (2) 生産者が要指示動物用医薬品を使用する場合の対応
- (3) 予防衛生プログラムについて

第三章 生産情報公表 J A S 規格に特有の飼養情報

1. 給餌飼料情報

家畜などに与える飼料の種類は多く家畜の種類や用途によって用途は区分されている。

また、「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律」に基づき、飼料及び飼料添加物の製造等に関する規制、飼料の公定規格の設定及びこれによる検定等が行われており、飼料の安全性の確保及び品質の改善が図られている。これによって公共の安全の確保と畜産物等の生産の安定に寄与している。

(1) 飼料原料と製品区分

① 飼料原料

飼料原料としては次のようなものがある。

● 穀 類

とうもろこし、マイロ、小麦、大麦、ライ麦、玄米、大豆、甘しょ、キヤッサバ等

● そうこう類

ふすま、米ぬか、脱脂米ぬか、コーングルテンフィード、醸造かす等

● 植物性油かす類

大豆油かす、なたね油かす、コーンジャムミール、コーングルテンミール等

● 動物質性飼料

脱脂粉乳、乾燥ホエー、魚粉等

● その他

糖蜜、油脂、特殊飼料（酵母、炭酸カルシウム、りん酸カルシウム等）

● 飼料添加物

抗生物質、合成抗菌剤、ビタミン類、アミノ酸類、防かび剤及び抗酸化剤等

② 飼料の区分

飼料を大きく区分すると「濃厚飼料」と「粗飼料」に分けられる。

一般的には次のように区分しているが、養豚用飼料では「濃厚飼料」の使用割合が

高い。

ア. 「濃厚飼料」

容積が小さく、栄養価の高い飼料の総称。

穀類、そうこう類、油かす類、食品製造かす類等がこの部類に入り、配合飼料や混合飼料の原料として使用されている。

イ. 「粗飼料」

容積が大きく、繊維を多く含む飼料の総称。

単体で流通することが多く牧草、乾燥の草類の他にワラ類などがこの部類に入る。

飼料自給率は濃厚飼料で約10%、粗飼料を含めた飼料全体でも約25%と大部分を輸入に依存している。

濃厚飼料については、通常は生産・流通上次のように分類される。

● 単体飼料

1つの原料（単体）で流通している飼料を指す。

● 混合飼料

2～3種類の原料を混合したものを指し、関税の減免税措置を受けた原料が他の用途に使用されないために混合したものや、家畜の栄養成分補給のためにつくられた飼料である。

(例) とうもろこしと魚粉との混合、ビタミン類やミネラル類を大豆油かすなどの飼料副原料に混合したもの等

● 配合飼料

種々の原料ならびに飼料添加物を配合し、家畜の栄養要求量を満たし成長、産肉、泌乳、産卵、繁殖などの効率のよい生産活動ができるための飼料である。

主原料 とうもろこし、マイロ、 麦類等

副原料 大豆油かす、ふすま、魚粉、脱脂粉乳等

添加物 ビタミン類、ミネラル類等

養豚用配合飼料の種類は次のように区分される。

この区分は昭和51年7月24日付け農林水産省告示第756号の「飼料の公定規格」に基づく。

ほ乳期子豚育成用	体重がおおむね30kg以内の豚の育成に供する
子豚育成用	体重がおおむね30kg～70kgの豚の育成に供する
肉豚肥育用	体重がおおむね70kgを超えた豚の肥育に供する

● 飼料の家畜別利用

豚及び鶏用

繊維質の多い粗飼料を取り込んで利用するための消化機能を持たないため、消化しやすく栄養価の高い濃厚飼料（配合飼料）が給与されている。

乳牛・肉牛用

牛は繊維質（草等）を分解して栄養分を取り込むために4つの胃を持っている。このため粗飼料を給与することが多いが、成長を早めたり、泌乳量を増加させたり、肉質の向上を図るために粗飼料に加え、重量当たりの栄養価の高い濃厚飼料（配合飼料）が給与されている。

(2) 飼料の安全性の確保について

飼料の使用又は飼料添加物を含む飼料の使用が原因となって、有害畜産物が生産され、又は家畜等に被害が生じることにより畜産物の生産が阻害されることを防止する見地から、飼料若しくは飼料添加物の製造、使用若しくは保存の方法、若しくは表示につき基準が定められ、又は飼料若しくは飼料添加物の成分にも規格が定められている。

なお飼料に起因して有害畜水産物が生産され、又その可能性が生じた場合には、その原因の特定及び当該飼料の流通防止措置を迅速に行うことが必要である。そのためには、当該家畜等に給与された飼料の使用実態の把握が不可欠である。

このため、飼料安全法（飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律）に基づき次の措置が講ぜられている。

[飼料業者関係]

ポイント 1

飼料等の製造、輸入、販売、使用にあたっては、飼料安全法に基づく基準規格の遵守が義務づけられている。

- 1) BSE（牛海綿状脳症）の清浄化のため、家畜への動物性たん白質の給与に関する規制が行われている。
現在の飼料原料の給与規制対象品目の概要を表1に示す。
平成13年9月のBSE国内発生に伴い、同年10月に全ての動物に由来する肉骨粉等の利用が停止された。その後、科学的見地に基づき随時見直しが実施されている。平成17年4月1日から豚肉骨粉等の使用が解禁された。
なお、参考までに、牛などの反すう動物用に使用できる動物性飼料は下記に限定されている。
 - ① 乳および乳製品
 - ② ゼラチン及びコラーゲン（加熱処理等の条件を満たすもの）
 - ③ 卵及び卵製品
 - ④ 動物性油脂（原料に反すう動物を含まず、不溶性不純物が0.15%以下のもの、又は、食用の肉から採取した脂肪のみを原料とし、不溶性不純物が0.02%以下のもの）
- 2) 反すう動物を対象とする飼料（A飼料）は、動物性たん白質を含む飼料の製造工程と分離された工程で製造するとともに、流通、使用の段階でも動物性たんぱく質を含む飼料（B飼料：豚用、鶏用）と分離して保存することが義務づけられている。

表1 飼料原料の給与規制対象品目の概要（平成17年4月現在）

主な対象品目	由来	給与対象			
		反すう動物 **	豚	鶏	養魚
乳、乳製品、卵、卵製品 ゼラチン及びコラーゲン * (加熱処理等の条件を満たすもの)	ほ乳動物、 家きん	○	○	○	○
魚粉等 (他のたん白質を含まないもの)	魚介類 *	×	○	○	○
血粉、血しょうたん白 (他のたん白質を含まないもの)	牛	×	×	×	×
	豚、馬 *	×	○	○	○
	家きん *	×	○	○	○
肉骨粉、蒸製骨粉、加水分解たん白	牛	×	×	×	×
	豚 *	×	○	○	×
チキンミール、フェザーミール (他のたん白質を含まないもの)	家きん *	×	○	○	○
肉類を含む残飯など	ほ乳動物、	×	○	○	×
骨灰、骨炭、第2リン酸カルシウム (鉍物由来、脂肪・たん白を含まないもの)	家きん、 魚介類	○	○	○	○

* 基準に適合することについて農林水産大臣の確認を受けた工場の製品のみが飼料利用可

** 反すう動物には牛、めん羊、山羊及びしかが含まれる。

3) 飼料添加物には、添加してよい飼料の種類などが定められているものがある。特に抗生物質や合成抗菌剤などは、添加した飼料を与えて良い家畜の種類、生育段階及び添加して良い量などが細かく定められている。(別紙1、別紙2参照)

4) これら基準規格については、市販の配合飼料はもちろん、農家自らが飼料を配合(自家配合)する場合についても遵守が必要である。

ポイント 2

飼料等には表示票の添付が必要である

- 1) 飼料添加物を含むもの、血粉、豚肉骨粉、チキンミール、魚粉、落花生油かす、尿素、ジウレイドイソブタン、動物性油脂及びこれらを原料とするものには安全性に関する次の表示が必要である。
 - ① 飼料の名称
 - ② 製造（輸入）年月
 - ③ 製造（輸入）業者の氏名又は名称及び住所
 - ④ 製造事業所の名称及び所在地（輸入に係るものにあつては、輸入先国名）
 - ⑤ 対象家畜等の制限のあるものについては対象家畜等
 - ⑥ 含有する飼料添加物の名称及び量
 - ⑦ 使用及び保存上の注意

- 2) 大豆かす、魚粉、フェザーミールや2種以上の原料を混合配合飼料、混合飼料には栄養性に関する次の表示が必要である。
 - ① 飼料の名称
 - ② 飼料の種類
 - ③ 製造（輸入）年月
 - ④ 製造（輸入）業者の氏名又は名称及び住所
 - ⑤ 飼料事業場の名称及び住所
 - ⑥ 栄養成分量
 - ⑦ 配合飼料及び混合飼料にあつては原材料名
 - ⑧ 配合飼料等については配合割合

- 3) 動物性油脂及びこれを原料とする粉末油脂には不溶性不純物の含有量の表示が必要である。

ポイント 3

飼料業者が飼料及び飼料添加物を製造し、若しくは輸入し、又は譲り受け、若しくは譲り渡した場合には以下の内容を記載し帳簿を保存しなくてはならない。

保存期間は8年間である。

- 1) 飼料等を製造したときに帳簿に記載する事項
 - ① 飼料等の名称及び製造数量
 - ② 製造年月日
 - ③ 飼料の製造に用いた原料又は材料に関する事項
 - I) 名称
 - II) 製造に用いた数量
 - III) 製造に用いた原料又は材料が譲り受けたものであるときは、譲り受けた年月日及び相手方の氏名又は名称

- 2) 飼料等を輸入したときに帳簿に記載する事項
 - ① 飼料等の名称及び輸入数量
 - ② 輸入年月日
 - ③ 輸入先国名
 - ④ 輸入の相手方の氏名又は名称
 - ⑤ 輸入した飼料等の荷姿
 - ⑥ 輸入した飼料等が製造されたものであるときは、次の事項
 - I) 製造国名
 - II) 製造業者の氏名又は名称
 - III) 飼料等の製造に用いた原料又は材料の名称
 - IV) 農林水産大臣が指名する飼料等にあつては飼料等の製造に用いた原料又は材料の原産国名

- 3) 製造業者、輸入業者及び販売業者が飼料等を譲り受け、又は譲り渡したときに帳簿に記載する事項
 - ① 飼料等の名称、数量及び年月日
 - ② 相手方の氏名又は名称
 - ③ 飼料等の荷姿

[飼料の使用者（農家等）関係]

ポイント 1

配合飼料等の購入時には必ず表示票が添付されているか確認する。

袋入りの飼料では通常、袋に表示票が印刷されている。
それ以外の飼料（バルク車やフレコンにより搬送されるもの）についても購入時に必ず表示票を受け取らなければならない。

ポイント 2

表示票の記載事項に従った使用をする。

飼料の表示票には、対象家畜や、使用上及び保存上の注意事項が記載されている。
これらの表示に従わず、対象家畜以外の家畜に飼料を給与したり、不適切な方法で保存した場合、法律による罰則の対象となる。

ポイント 3

飼料等の購入、給与に関する記録及び保存をする。

飼料の使用者（農家等）においては「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令」に基づき、飼料を使用した際には台帳に記帳して保存するよう努めることとされている。

1) 記帳すべき事項

- ① 当該飼料を使用した年月日
- ② 当該飼料を使用した場所
- ③ 当該飼料を使用した家畜等の種類
- ④ 当該飼料の名称
- ⑤ 当該飼料の使用量
- ⑥ 当該飼料を譲り受けた年月日及び相手方の氏名又は名称

また、自家配合農家においては、飼料製造業者と同様の製造の記録（P 3 4, 1）を参照）が必要である。

2) 帳簿の保存期間

豚 2 年間、ブロイラー 2 年間、採卵鶏 5 年間、牛 8 年間、
あゆ 2 年間、うなぎ、ぎんざけ 3 年間、その他の養殖魚類 4 年間

註)「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令」では、養豚農家における帳簿の保存期間を 2 年としている。しかし、生産情報公表豚肉の JAS 規格では、と殺日から 3 年以上保存することを義務づけている。ガイドブックの 18 ページを参照。

(3) 生産情報公表 J A S 豚肉において J A S 規格上の管理者が給与した飼料情報について

公表情報は次のとおりである。

出生時から出荷時までの期間において給与した総ての種類配合飼料、混合飼料及び単体飼料を情報として公表する。

- | | | | |
|----|-----------|---------|---------------|
| 1) | 配合飼料 | | |
| | 自家配合飼料を含む | | 飼料の名称 (商品名) |
| 2) | 混合飼料 | | 飼料の名称 (商品名) |
| 3) | 単体飼料 | 飼料作物 | 牧草、青刈りとうもろこし等 |
| | | 農場副産物 | 稲わら等 |
| | | 穀類 | とうもろこし、麦類等 |
| | | そうこう類 | ふすま、醸造かす等 |
| | | 植物性油かす類 | 大豆油かす、なたね油かす等 |
| | | 食品製造かす類 | パン粉、菓子屑、おから等 |

生産情報公表豚肉の J A S 規格で公表する飼料の情報は配合飼料及び混合飼料にあつては名称 (商品名) のみとなっている。

飼料の種類 (飼育段階、飼育ステージ) や飼料メーカーの併記は任意である。一方、単体飼料は原料の名称を公表する。

配合飼料の原材料の内容を知りたい場合は、生産行程管理者へ直接問い合わせさせていただくことになる。

生産行程管理者が原材料名を記した表示票を養豚農家から入手できない場合には、配合飼料製造業者に問い合わせさせていただくことになる。

(別紙1)

〔飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律〕
第2条第3項に基づく飼料添加物一覧

飼料添加物一覧

(平成15年12月1日現在)

農林水産省令で定められている用途	種別	指定されている飼料添加物の種類
飼料の品質の低下の防止	抗酸化剤 (3種)	エトキシキン、ジブチルヒドロキシルエン、プチルヒドロキシアニソール
	防かび剤 (3種)	プロピオン酸、プロピオン酸カルシウム、プロピオン酸ナトリウム
	粘結剤 (5種)	アルギン酸ナトリウム、カゼインナトリウム、カルボキシメチルセルロースナトリウム、プロピレングリコール、ポリアクリル酸ナトリウム
	乳化剤 (5種)	グリセリン脂肪酸エステル、ショ糖脂肪酸エステル、ソルビタン脂肪酸エステル、ポリキシエチレンソルビタン脂肪酸エステル、ポリオキシエチレングリセリン脂肪酸エステル
	調整剤 (1剤)	ギ酸
飼料の栄養成分その他の有効成分の補給	アミノ酸 (12種)	アミノ酢酸、DL-アラニン、L-アルギニン、塩酸L-リジン、L-グルタミン酸ナトリウム、2-デアミノ-2-ヒドロキシメチオニン、DL-トリプトファン、L-トリプトファン、L-トレオニン、L-バリン、DL-メチオニン、硫酸L-リジン
	ビタミン (32種)	L-アスコルビン酸、L-アスコルビン酸カルシウム、L-アスコルビン酸-2-リン酸エステルナトリウムカルシウム、L-アスコルビン酸-2-リン酸エステルマグネシウム、アセトメナフトン、イノシトール、塩酸ジベンズイルチアミン、エルゴカルシフェロール、塩化コリン、塩酸チアミン、塩酸ピリドキシン、β-カロチン、コレカルシフェロール、酢酸dl-α-トコフェロール、シアノコバラミン、硝酸チアミン、ニコチン酸、ニコチン酸アミド、パラアミノ安息香酸、D-パントテン酸カルシウム、DL-パントテン酸カルシウム、d-ビオチン、ビタミンA粉末、ビタミンA油、ビタミンD粉末、ビタミンD ₃ 油、ビタミンE粉末、メナジオン亜硫酸水素ジメチルピリミジノール、メナジオン亜硫酸水素ナトリウム、葉酸、リボフラビン、リボフラビン酪酸エステル
	ミネラル (37種)	塩化カリウム、クエン酸鉄、コハク酸クエン酸鉄ナトリウム、酸化マグネシウム、水酸化アルミニウム、炭酸亜鉛、炭酸コバルト、炭酸水素ナトリウム、炭酸マグネシウム、炭酸マンガン、DL-トレオニン鉄、乳酸カルシウム、フマル酸第一鉄、ペプチド亜鉛、ペプチド鉄、ペプチド銅、ペプチドマンガン、ヨウ化カリウム、ヨウ素酸カリウム、ヨウ素酸カルシウム、硫酸亜鉛(乾燥)、硫酸亜鉛(結晶)、硫酸亜鉛メチオニン、硫酸ナトリウム(乾燥)、硫酸マグネシウム(乾燥)、硫酸マグネシウム(結晶)、硫酸コバルト(乾燥)、硫酸コバルト(結晶)、硫酸鉄(乾燥)、硫酸銅(乾燥)、硫酸銅(結晶)、硫酸マンガン、リン酸一水素カリウム(乾燥)、リン酸一水素ナトリウム(乾燥)、リン酸二水素カリウム(乾燥)、リン酸二水素ナトリウム(乾燥)、リン酸二水素ナトリウム(結晶)
	色素 (3種)	アスタキサンチン、β-アポ-8'-カロチン酸エチルエステル、カンタキサンチン
飼料が含有している栄養成分の有効な利用の促進	合成抗菌剤 (6種)	アンプロリウム・エトパベート、アンプロリウム・エトパベート・スルファキノキサリン、クエン酸モランテル、デコキネート、ナイカルバジン、ハロフジノンポリエチレンスルホン酸カルシウム
	抗生物質 (23種)	亜鉛バシトラシン、アピラマイシン、アルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテトラサイクリン、エフロトマイシン、エンラマイシン、キタサマイシン、クロルテトラサイクリン、サリノマイシンナトリウム、セデカマイシン、センデラマイシンナトリウム、チオペプチン、デストマイシンA、ナラシン、ノシヘプタイド、ハイグロマイシンB、パージニアマイシン、ピコザマイシン、フラボフォスフォリポール、ポリナクチン、モネンシンナトリウム、ラサロシドナトリウム、硫酸コリスチン、リン酸タイロシン
	着色料 (1種)	着色料(エステル類、エーテル類、ケトン類、脂肪酸類、脂肪族高級アルコール類、脂肪族高級アルデヒド類、脂肪族高級炭化水素類、テルペン系炭化水素類、フェノールエーテル類、フェノール類、芳香族アルコール類、芳香族アルデヒド類及びラクトン類のうち、1種又は2種以上を有効成分として含有し、着香の目的で使用されるものをいう。)
	呈味料 (1種)	サッカリンナトリウム
	酵素 (12種)	アミラーゼ、アルカリ性プロテアーゼ、キシラーゼ、キシラーゼ・ベクチナーゼ複合酵素、β-グルカナーゼ、酸性プロテアーゼ、セルラーゼ、セルラーゼ・プロテアーゼ・ベクチナーゼ複合酵素、中性プロテアーゼ、フィターゼ、ラクターゼ、リパーゼ
	生菌剤 (11種)	エンテロコッカス フェッカーリス、エンテロコッカスフェシウム、クロストリジウム プチリカム、バチルス コアグラニス、バチルス サプチルス、バチルス セレウス、バチルス パディウス、ピフィドバクテリウム サーモフィラム、ピフィドバクテリウム シュードロンガム、ラクトバチルス アシドフィルス、ラクトバチルス サリバリウス
有機酸 (2種)	フマル酸、グルコン酸ナトリウム	
(合計 157種)		

(別紙2)

飼料一般の成分規格 (抗菌性物質関係)

- ア 飼料は、抗菌性物質 (飼料添加物として指定されたものを除く。) を含んではならない。
- イ 次の表の対象飼料の欄に掲げる飼料及びうずら (産卵中のものは除く。) を対象とする飼料以外の飼料は、同表に掲げる飼料添加物を含んではならない。
- ウ 次の表に掲げる対象飼料が含むことができる飼料添加物の量は、同表に掲げるとおりとする。

飼料添加物名	対象飼料 単位	鶏(ブロイラーを除く)用		ブロイラー用		豚 用		牛 用		
		幼すう用 中すう用	前期用	後期用	ほ乳期用	子豚期用	ほ乳期用	幼齢期用	肥育期用	
亜鉛バシトラシン	万単位	16.8~168	16.8~168	16.8~168	42~420	16.8~168	42~420	16.8~168		
アピラマイシン	g力価	2.5~10	2.5~10	2.5~10	10~40	10~40				
アルキルトリメチルアンモニウムオキシテトラサイクリン	g力価	5~55	5~55		5~70		20~50	20~50		
エフロトマイシン	g力価				2~16	2~16				
エンラマイシン	g力価	1~10	1~10	1~10	2.5~20	2.5~20				
キタサマイシン	g力価	5~10	5~10		5~35					
クロルテトラサイクリン	g力価	10~55	10~55				10~50	10~50		
サリノマイシンナトリウム	g力価	50	50	50				15	15	
セデカマイシン	g力価				5~20	5~20				
センデュラマイシンナトリウム	g力価	25	25	25						
チオペブチン	g力価	2~10	2~10	2~10	2~20	2~10				
デストマイシンA	g力価				5~10	5~10				
ナラシン	g力価	80	80	80						
ノシヘブタイド	g力価	2.5~10	2.5~10	2.5~10	2.5~20	2.5~20				
ハイグロマイシンB	万単位				660~1,320	660~1,320				
バージニアマイシン	g力価	5~15	5~15	5~15	10~20	10~20				
ピコザマイシン	g力価	5~20	5~20	5~20	5~20	5~20				
フラボフォスフォリボール	g力価	1~5	1~5	1~5	2~10	2.5~5				
ポリナクチン	g力価	2.5~20	2.5~20	2.5~20						
モネンシンナトリウム	g力価	80	80	80				30	30	
ラサロシドナトリウム	g力価	75	75	75						33
硫酸コリスチン	g力価	2~20	2~20	2~20	2~40	2~20	20			
リン酸タイロシン	g力価				11~44					
アンプロリウム・エトパベート	g	アンプロリウム 40~250 エトパベート 2.56~16	40~250	40~250						
アンプロリウム・エトパベート・スルファキノキサリン	g	アンプロリウム 100 エトパベート 5 スルファキノ 60	100	100						
クエン酸モランテル	g				30	30				
デコキネート	g	20~40	20~40	20~40						
ナイカルバジン	g		100							
ハロフジノンポリスチレンスルホン酸カルシウム	g	40	40	40						

注1 対象飼料とは、次のものをいう。

鶏（ブロイラーを除く。）用	幼すう用	ふ化後おおむね4週間以内の鶏用飼料
	中すう用	ふ化後おおむね4週間を超え10週間以内の鶏用飼料
	前期用	ふ化後おおむね3週間以内のブロイラー用飼料
	後期用	ふ化後おおむね3週間を超え食用として屠殺する前7日までのブロイラー用飼料
豚用	ほ乳期用	体重がおおむね30kg以内の豚用飼料
	子豚期用	体重がおおむね30kgを超え70kg以内の豚（種豚育成中のものを除く。）用飼料
牛用	ほ乳期用	生後おおむね3ヶ月以内の牛用飼料
	幼齢期用	生後おおむね3ヶ月を超え6ヶ月以内の牛用飼料
	肥育期用	生後おおむね6ヶ月を超えた肥育牛（搾乳中のものを除く。）用飼料

2 表中の値は、飼料1トン当たりを含むことができる有効成分量を示す。

3 抗菌性飼料添加物を添加した飼料は、食用に出荷する前7日間は家畜に与えてはいけない（ただし、おおむね6ヶ月令以上の肥育牛に、肥育期用の配合飼料を与える場合を除く。）。

2. 治療履歴情報 —要指示動物用医薬品使用時の生産現場での対応—

(1) 獣医師が治療を実施したときの対応

① 診療簿（カルテ）の作成と個体識別あるいは豚群識別

「獣医師は、診療をした場合には、診療に関する事項を診療簿（カルテ）に遅滞なく記載しなければならない。」と獣医師法に規定されている。

さらに、獣医師法施行規則に「診療簿（カルテ）には少なくとも下記の事項を記載しなければならない。」と明記されている。

- 1) 診療の年月日
- 2) 診療した家畜の種類、性、年齢、名号、頭羽数及び特徴
- 3) 診療した家畜の所有者又は管理者の氏名又名称及び住所
- 4) 病名及び主要症状
- 5) りん告
- 6) 治療方法（処方及び処置）

したがって、生産情報公表豚肉のJAS規格に関しても、生産現場での獣医師の対応は獣医師法及び獣医師法施行規則に則ったものになる。

獣医師が診療簿（カルテ）に記載しなければならない上記6事項の中で、診療した家畜の種類、性、年齢、名号、頭羽数及び特徴は、いわゆる個体識別あるいは豚群識別といわれるものである。

この家畜の種類、性、年齢、名号、頭羽数及び特徴は、飼養管理台帳に記録されている個体識別あるいは豚群識別の情報と一致していることが不可欠である。

この個体識別あるいは豚群識別の作業は絶対に正確でなければならないが、そのためには生産者および管理者の協力がなければ達成不可能である。

りん告は獣医師が病畜を診察するときに、生産者および管理者から病畜の病歴や現症に至るまでの経過、および治療経歴の有無とその内容などの必要な事項を聞き取りすることである。

病畜を診断したり、治療方針を立てる上できわめて重要であり、さらに病名および主要症状を診療簿（カルテ）に記載するときの根拠になるものであるから、獣医師は生産者および管理者から詳細についてりん告を聴取し、正確に診療簿（カルテ）に記載しなければならないことになっている。

獣医師が多数の病畜を診療する場合は、個体識別やりん告の聴取が非常に煩雑になるため生産者及び管理者の多大な協力がなければ効率的な診療ができない。

そこで、生産者および管理者は飼養管理台帳などに家畜の正確な情報を平素から記録・記帳していることが強く望まれる。

② 使用基準が定められた要指示動物用医薬品の使用時の対応

治療方法のうち、獣医師が農林水産省令で使用者が遵守すべき使用基準が定められた動物用医薬品（以下「使用規制対象医薬品」という。）を使用したときに細心の注意を要する。

使用基準が定められた要指示動物用医薬品は、適正に使用されなければ、牛、豚、その他の動物の肉、乳、その他の食用に供される生産物が原因となって、人の健康を損なう恐れのある動物用医薬品のことである。

平成15年5月には動物の所有者及び管理者、獣医師ならびに販売業者に対する指導事項「薬事法関係事務に係る技術的な助言について」の一部が改正された。

その中で、使用基準の定められた要指示動物用医薬品の使用者（獣医師、畜産農家等）は、その使用する動物用医薬品に関する事項を帳簿に記載するように努めなければならないことになった。

使用基準が定められた要指示動物用医薬品の使用者（獣医師、畜産農家等）が帳簿に記載しなければならない事項は次の6項目である。

- 1) 医薬品を使用した年月日
- 2) 医薬品を使用した場所
- 3) 使用対象動物の種類、頭羽尾数及び特徴
- 4) 医薬品の名称
- 5) 医薬品の用法及び用量
- 6) 使用対象動物及びその生産する乳、鶏卵等を食用に供するためにと殺若しくは水揚げまたは出荷することができる年月日

生産情報公表豚肉のJAS規格に該当する生産者もしくは管理者は獣医師に対して前記6事項を別途文書等で確実に情報を提供してもらうことが必要になる。

獣医師が使用基準の定められた要指示動物用医薬品を使用した場合の帳簿の様式等については、特に規定されておらず、診療簿（カルテ）に必要な事項を記載することで帳簿への

記載に代えることが可能となっている。

したがって、獣医師は使用基準の定められた要指示動物用医薬品を使用しても、専用の帳簿を必ず整備しているとは限らない。

③ と畜検査申請書時の添付書類

生産情報公表豚肉の J A S 規格では病歴及び投薬歴は出生からと畜までの情報が必要となる。

一方、食品衛生法等の一部改正により生産段階との連携を確保する趣旨から、と畜検査の申請書に牛は概ね直近 3 ヶ月、牛以外は概ね直近 2 ヶ月のものについて病歴及び投薬歴を記載することになった。

受診歴、動物用医薬品の投与歴のあるものについては、獣医師が発行する診断書、動物用医薬品の使用の規制に関する省令に規定する帳簿など獣畜の病歴や動物用医薬品等の投与歴が確認できる書面を添付することが望ましいとされた。

これについては、生産者及び管理者は獣医師に別紙様式例 1 のような診断書を発行してもらい、保存管理することで対応可能である。

(2) 生産者が要指示動物用医薬品を使用する場合の対応

① 飼養管理台帳の整備（個体情報管理）

生産現場で実行されるべき最優先事項は、完璧な個体識別あるいは豚群識別による個体あるいは豚群の確認とその情報管理である。

それが達成されるには給与飼料等の情報や治療履歴情報など生産現場における情報が結びついて飼養管理台帳にきちんと整備される必要がある。

② 動物用医薬品指示書の遵守

生産者及び管理者が使用基準の定められた要指示動物用医薬品を購入、使用する場合は獣医師が発行する動物用医薬品指示書（別紙様式例 2）の指示内容（使用対象動物、用法及び用量、使用禁止期間）を遵守して使用しなければならない。なお、指示書の内容が、使用基準の定めたとおりでない場合には、獣医師は出荷制限期間指示書（別紙様式例 3）により、食用に供するために出荷してはならない期間を指示する必要がある、生産者及び管理者は指示内容を遵守しなければならない。

(動物用医薬品の使用の規制に関する省令別表第一,第二に医薬品名、使用対象動物、用法及び用量、使用禁止期間が記載されている。)

③ 要指示動物用医薬品使用時の帳簿の整備

生産者及び管理者が使用基準の定められた要指示動物用医薬品を使用した場合も前述の6つの事項を帳簿に記録して保存しなければならない。

帳簿の保存期間は3年以上と定められており、生産物への薬物残留事故が生じた場合等に備え食用に供した後、数年間は保存しておくことが肝要である。

しかし、獣医師が発行した動物用医薬品指示書の「使用者用」の控えの「使用状況等」の欄等に不足する記載事項を記入して保存しておくことで、帳簿への記載に代えることが可能である。

さらに、購入医薬品の受払い簿も作成して医薬品を下記のような分類に仕分けして管理しなければならない。

生産者および管理者が使用した要指示動物用医薬品の薬効別分類及び名称

1. 麻酔剤
2. 催眠鎮静剤
3. 解熱鎮痛消炎剤
4. 鎮痙剤
5. 自律神経剤
6. 強心剤
7. 鎮咳きよ痰剤
8. 利尿剤
9. (6) から (8) までに掲げる薬剤以外の循環器官系用剤、呼吸器官系用剤及び泌尿器官系用剤
10. ホルモン剤
11. 子宮収縮剤
12. サルファ剤
13. 合成抗菌剤
14. 抗原虫剤
15. 抗生物質製剤
16. 内寄生虫駆除剤
17. (12) から (16) までに掲げる薬剤以外の寄生性皮膚疾患用剤
18. ワクチン
19. 抗血清
20. (18) 及び (19) までに掲げる薬剤以外の生物学的製剤

家畜の受診歴や投薬歴を出生からと畜までにわたって正確に帳簿に記録・記帳し、情報の開示に対応することは生産物の安全・安心を消費者に提供する最良の手段である。

しかし、その情報が不備・不適であればかえって消費者の混乱を招きかねない。

生産者および管理者は、生産情報公表 J A S 規格を遵守して、開示する情報には十分な確信を持たなければならない。

(3) 予防衛生プログラムについて

① 予防衛生プログラム

養豚では個体単位ではなく群単位の管理が多い。それらの管理には離乳、豚舎間の移動、給与飼料の切り替え、予防的投薬（例えば去勢時や移動前後の抗菌性物質の投与）やワクチン接種などが含まれる。養豚における予防衛生プログラムは消毒や栄養剤の投与も含んだ総合的なものもあるが、生産情報公表豚肉のJAS規格を考えたときは要指示動物用医薬品の使用に限った群に対する予防的投薬とワクチン接種として捉えることができる。

② 予防衛生プログラムの作成

予防衛生プログラムは生産者及び獣医師の協力、合意のもとで、作成すべきものであり、必要に応じて随時、内容の見直しが実施されるものである。予防衛生プログラムは一覧表として発効日、作成者を明記し、薬効別分類及び名称、用法・用量、投与時期・期間、休薬期間を記録することが望ましい。また、見直しを実施した際には、その都度、内容の変更を記録することが望ましい。

③ 予防衛生プログラムの実施と記録

予防衛生プログラムの実施は獣医師の診療簿（カルテ）あるいは動物用医薬品指示書に基づき行われる必要がある。生産者はどの群にどのプログラムがいつ実施されたかを記録することが望ましい。また、生産情報公表豚肉のJAS規格に対応させるには、個体識別あるいは豚群識別に対応する記録として正確に記録しておく必要がある。

以上のように、治療および予防のために、動物用医薬品等を使用する必要があるが、生産者および管理者は生産情報公表豚肉のJAS規格を遵守し、生産物の安全・安心を保証しなければならない。

別紙様式例 1

診 断 書

畜主住所	郡市 町村 番地				
畜主氏名					
畜 種	種 類	性 別	生年月日	毛 色	特 徴
		雄・雌・去勢		黒白黒	
個体識別番号・名号					
病名					
病歴	(稟告及び現症経過)				
医薬品使用年月日	月 日	月 日	月 日	月 日	
医薬品の名称					
医薬品の用量 及び用法					

上記のとおり診断します。

平成 年 月 日

家畜診療所

獣医師

印

別紙様式例 2

No. 5-022657

使用者用

使用者氏名：

動物用医薬品指示書

対象 医薬品	名称			チェック欄			
	数量						
対象 動物	動物種	牛(搾乳牛・その他)・豚・鶏(産卵鶏・その他)・馬・その他()			チェック欄		
	性別・ 頭羽数	雄:	雌:	去勢:		不明:	計:
	年 齡 (月齡・週齡 ・日齡)						
	特 徴 (個体識別番号 名号・品種 毛色・斑紋等)						
対象動物 の所有者 若しくは 管理者	住 所				チェック欄		
	氏 名		電 話				
指示理由					チェック欄		
指示内容	用 法:				チェック欄		
	用 量:						
	投薬期間:						
	休薬期間:						
	その 他:						
使 用 状 況 等	使用年月日				チェック欄		
	使用した場所						
	食用に供するためにと殺又は 出荷することができる月日						

上記のとおり指示します。

指示書発行年月日：平成 年 月 日

獣 医 師 動物診療 氏名： ④
施 設 名：

住所： 都・道 府・県

電話： — —

販売業者 (本欄は医薬品 購入時に 販売業者に 記入させて ください。)	販 売 業 者 名：	販売年月日：平成 年 月 日
	住 所：	都・道 府・県
	電 話： — —	

太枠内は使用者記載欄（指示書に基づいて動物用医薬品を使用した際には使用者は必ず記入してください。）
使用者は、指示書に基づいて動物用医薬品を投与する際にチェック欄を利用して、指示の内容をよく確認のうえ、チェック済みの印をチェ
ック欄に記入してください。また、使用者は、対象医薬品の購入時に販売業者に販売業者の欄を記入してもらったともに、投与終了後直
ちに使用状況等欄に必要事項を記入した後、使用者用の指示書を「動物用医薬品の使用の規制に関する省令」第5条に規定する帳簿として保
存してください。

別紙様式例 3

出荷制限期間指示書

年 月 日

指示に係る動物の所有者又は
管理者の住所及び氏名

獣医師の住所
氏名

印

動物用医薬品の使用の規制に関する省令第4条の規定に基づき、下記のとおり指示する。

記

- 1 指示に係る動物の種類及び頭数
- 2 指示に係る動物の名号、性、年齢又は特徴
- 3 指示年月日及び出荷制限期間

指示年月日	食用に供するために出荷してはならない期間	
	動物	生産物
年 月 日	月 日まで	月 日 (時)まで

4 参考事項

備考

- 1 指示に係る動物の名号、性、年齢又は特徴の欄には、指示に係る動物の個体又は集団が特定できるよう必要な事項を記載すること。
- 2 参考事項の欄には、獣医師がやむを得ない事由により、その直接の指揮監督の下にその診療に係る動物の所有者又は管理者に医薬品を投与させる場合に、当該医薬品の品名、用法及び用量並びに当該医薬品を投与すべき時期を記載すること。